


平成28年12月20日

沖縄県土木建築部長

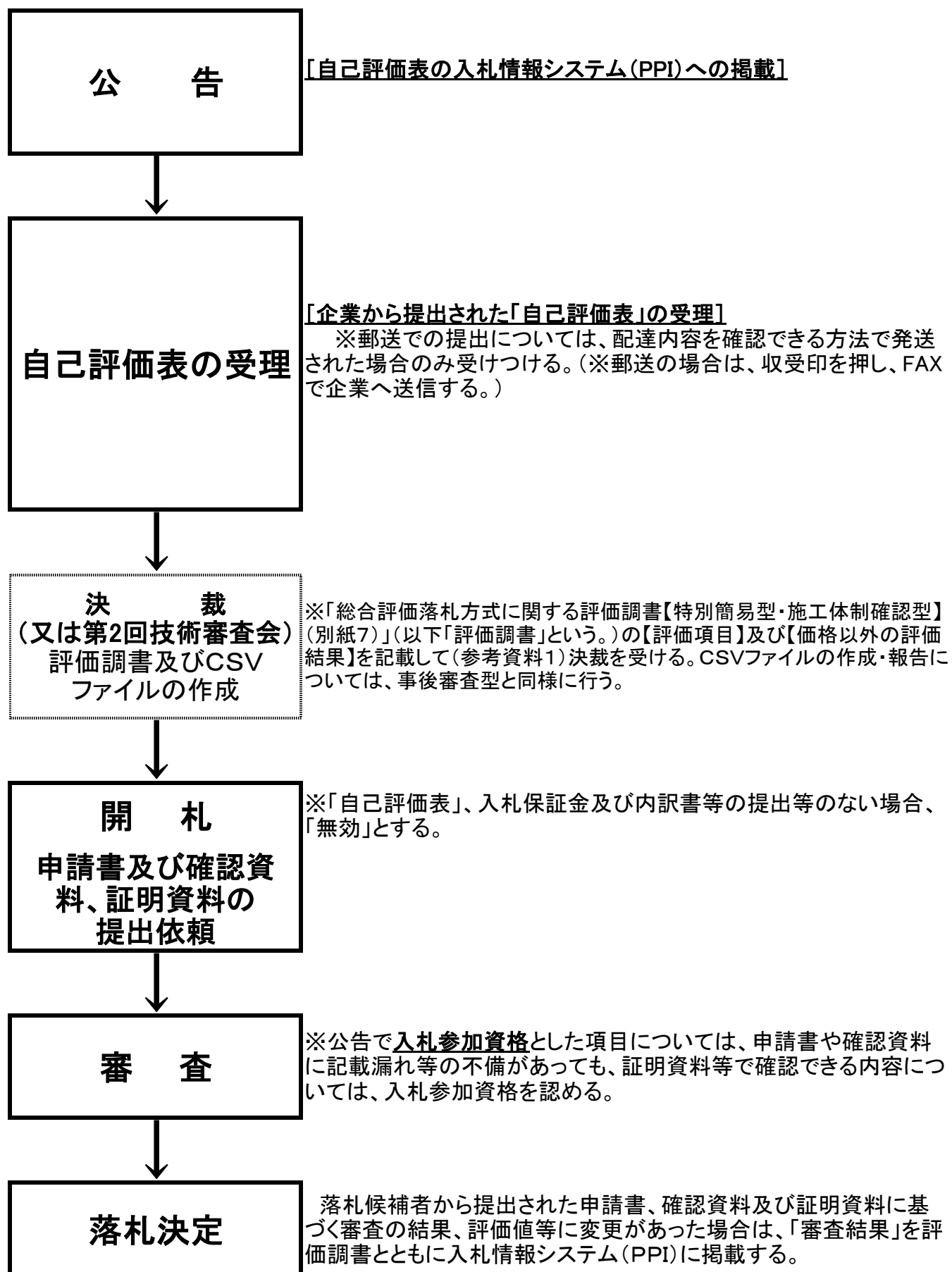
事後審査型総合評価一般競争入札における自己評価の試行導入について

みだしのことについて、事務の効率化及び公告から契約に至るまでの期間短縮のため、事後審査型において、下記のとおり自己評価を試行導入します。

記

1. 対象となる発注方式 総合評価方式の**特別簡易型**で発注する工事
2. 試行導入する時期 平成29年1月4日(水)以降に公告する案件
3. 試行導入の内容
平成29年1月以降に公告する案件

 - ・各事務所(課)が工事監督を行う工事のうち、1億5千万円を超え、単体で発注する工事について2件程度
 - ・5千万円以上、1億5千万円未満の単体で発注する工事は、各事務所(課)の選択平成29年4月以降に公告する案件
[原則]1億5千万円を超え、単体で発注する工事
4. 本格導入の時期及び内容 平成29年10月以降に公告する案件
[原則]5千万円以上で発注する全ての工事(JV含む)
※JV協定書は、自己評価表と同時に提出
5. 自己評価のながれ 事後審査(自己評価)型のフロー図(別添)
6. その他
 - ・1-19 沖縄県土木建築部発注の建設工事に係る総合評価一般競争入札試行要領
 - ・1-29 沖縄県土木建築部発注における事後審査型総合評価一般競争入札の試行に関する取扱い
 - ・事後審査(自己評価)型の試行導入に係るQ&A (HP公表)

事後審査(自己評価)型のフロー図



自己評価表

平成 年 月 日

工事名

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

評価項目	評価細目	評価の視点	評価基準	点数	配点	自己評価 (入札者)
① 企業の施工実績	同一工種(又は同種工事)の施工実績	過去10年間の同一工種の施工実績(又は過去15年間の同種工事の施工実績)	同一工種(同種工事)で、国又は沖縄県の実績あり(※1)(※2)	10.0	10	
			同一工種(同種工事)で、県内市町村の実績あり(※3)	5.0		
			同一工種(同種工事)で、その他の実績あり	0.0		
	同一工種の工事成績	土木建築部での過去5年間の同一工種における工事成績の平均点(※7)	80点以上	20.0	20	
			79点以上 80点未満	18.0		
			78点以上 79点未満	16.0		
			77点以上 78点未満	14.0		
			76点以上 77点未満	12.0		
			75点以上 76点未満	10.0		
			74点以上 75点未満	8.0		
			73点以上 74点未満	6.0		
			72点以上 73点未満	4.0		
			71点以上 72点未満	2.0		
			71点未満又は実績なし	0.0		
	優良建設業者表彰	過去3年間の優良工事表彰の有無	国(局長)、又は県知事表彰の実績あり(※8)	5.0	5	
			国(事務所長等)、県土木建築部長又は県農林水産部長の表彰実績あり(※8)	3.0		
			県土木建築部土木事務所長又は県施設建築課長の表彰実績あり	1.5		
	同一工種の企業手持ち工事量	当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額=手持ち工事量比率(※7)	手持ち工事量比率<0.25	15.0	15	
			0.25≤手持ち工事量比率<0.50	12.0		
			0.50≤手持ち工事量比率<0.75	9.0		
0.75≤手持ち工事量比率<1.00			6.0			
1.00≤手持ち工事量比率<1.25			3.0			
1.25≤手持ち工事量比率			0.0			
小計					50	0
① 企業の技術力	配置予定技術者の資格(※4)	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士(3年以上)、1級建設機械施工技士(3年以上)、技術士	5.0	5	
			1級土木施工管理技士(3年未満)、1級建設機械施工技士(3年未満)	3.0		
			2級土木施工管理技士、2級建設機械施工技士、その他	0.0		
	同一工種(又は同種工事)の施工経験	過去10年間の同一工種の施工経験(又は過去15年間の同種工事の施工経験)	役職経験有り・同一工種(同種工事)で、国又は沖縄県の実績あり(※1)(※2)	10.0	10	
			役職経験無し・同一工種(同種工事)で、国又は沖縄県の実績あり(※1)(※2)	7.0		
			役職経験有り・同一工種(同種工事)で、県内市町村の実績あり(※3)	3.0		
			同一工種(同種工事)で、その他の実績あり	0.0		
	優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰の有無	現在の会社での国(局長)、又は県知事表彰の実績あり(※8)	5.0	5	
			現在の会社での国(事務所長等)、県土木建築部長又は県農林水産部長の表彰実績あり(※8)	3.0		
			現在の会社での県土木建築部土木事務所長又は県施設建築課長の表彰実績あり	1.5		
現在の会社以外での国(局長)、又は県知事表彰の実績あり(※8)			2.5			
現在の会社以外での国(事務所長等)、県土木建築部長又は県農林水産部長の表彰実績あり(※8)			1.5			
現在の会社以外での県土木建築部土木事務所長又は県施設建築課長の表彰実績あり			0.5			
なし			0.0			
継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)単位取得状況(技術資料提出期限日から過去1年間に発行された単位取得状況)	推奨単位の5割以上	5.0	5		
		推奨単位の2割以上5割未満	2.5			
		推奨単位の2割未満	0.0			
小計					25	0
② 企業の信頼性・社会性	地域内の拠点の有無(※4、5、6)	地域内における主たる及び従たる営業所の有無	〇〇内に主たる営業所あり	5.0	5	
			〇〇内に従たる営業所あり	0.0		
	近隣地域での施工実績(※5)	過去2年間の近隣地域(〇〇事務所管内)の同一工種(又は同種工事)の実績	3件以上	5.0	5	
			1~2件	2.5		
			0件	0.0		
	【選択】登録基幹技能者の活用(※9)	登録基幹技能者の活用として、1名以上配置の有無	配置する	1(0)	1(0)	
			配置しない	0.0		
	ボランティア活動の実績	過去1年間のボランティア活動の有無	活動実績あり	5.0	5	
			活動実績なし	0.0		
	災害協定締結の有無(※9)	沖縄県、沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結の有無	沖縄県との災害協定締結あり	4(5)	4(5)	
沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結あり			3.0			
災害協定締結なし			0.0			
小計					20	0
合計					95	0

(※1) 国には、特殊法人、認可法人、独立法人、地方共同法人を含む。
 (※2) 沖縄県には、その外郭団体を含むものとする。
 (※3) 県内市町村には、その外郭団体を含むものとする。
 (※4) 入札参加資格要件により適切に評価基準を設定する。
 (※5) 特Aに対する工事は原則として対象外とする。

(※6) 県内外の企業が参加する場合は、原則として県内の拠点を評価する。
 (※7) 工事成績及び手持ち工事量は、発注工事と同一工種(〇〇一式工事等)を対象とする。
 (※8) 国は、沖縄総合事務局開発建設部所管のみ対象とする。
 (※9) 選択した場合は災害協定締結の有無の配点を減ずる。

事後審査(自己評価)型の試行導入に係るQ&A

1. 提出する書類について

質 問	回 答
Q1 自己評価表はいつ提出するのか。	入札前に、申請期限日までに監督課(所)へ提出してください。なお、押印や記載漏れ等がないか確認の上、提出をお願いします。
Q2 自己評価表は、郵送で提出してよいか。	今まで通り原則、持参ですが、配達を確認できる発送方法で郵送された場合のみ郵送でも受け付けます。自己評価表が監督課(所)へ届いたら、收受日を押印して、FAXで申請者へ送付します。
Q3 自己評価表を提出しなかった場合	無効となります。

2. 自己評価表の記載について

Q4 評価項目の点数は、どのように評価したらいいか	技術・建設業課のHPに掲載している「総合評価方式の運用(案)平成28年4月」及び「総合評価参考資料」を確認のうえ、自己評価を行って下さい。												
Q5 自己評価を高く評価していた方が、落札者となるのではないか。	自己評価表を実際より高く評価して提出しても、開札後に証明資料等を提出してもらい、審査を行い、下方修正を行うため、次順位の者が落札者となります。												
Q6 自己評価表に記載漏れがあった場合、どうなるのか。	試行期間中(平成29年9月末まで)は、最低点として扱います。												
Q7 評価項目の定められた点数以外を記入した場合は、どうなるのか。	定められた点数のうち、下方の点数とみなします。 例) 同一工種の施工実績 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>配点</th> <th>自己評価表の点</th> <th>県の評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.0</td> <td>8.0</td> <td>→ 5.0</td> </tr> <tr> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配点	自己評価表の点	県の評価点	10.0			5.0	8.0	→ 5.0	0.0		
配点	自己評価表の点	県の評価点											
10.0													
5.0	8.0	→ 5.0											
0.0													
Q8 「自己評価」欄が「0点」の場合等、項目の削除をしていいか。	様式の変更、削除等は絶対に行わないで下さい。												
Q9 審査の結果、落札候補者の上位3者とも誤記入等で評価値が下がってしまった場合はどうなるのか。	4位以下の3者に申請書等及び証明資料の提出を依頼し、それに基づき審査を行います。そのため、これまでよりも時間がかかってしまうことが予想されますので、自己評価表の記載に際しては、ご注意ください。												

3. 証明資料による審査について

<p>Q8 評価を実際より高く評価してしまった場合、又は低く評価してしまった場合はどうなるのか。</p>	<p>間違って高く評価してしまった場合は、下方修正を行います。 低く評価してしまった場合は、自己評価表の採点通りです。</p>
<p>Q9 証明資料を提出した3者の審査をした結果、3者の評価が、4位以下の自己評価点を下回った場合はどうなるのか。</p>	<p>4位～6位に申請書、確認資料及び証明資料の提出を依頼します。</p>

審査結果

記載例

工事名:

入札者	項目	入札参加資格の有無	総合評価の評価	
		沖縄県の審査結果	自己評価(入札者)点数	審査結果
E建設	【手持ち工事業】(別記様式8)について平成25年度の変更増額分について、改定契約書等の写しがなく、金額の確認ができないため。	有	6点	0点

落札者決定通知後、評価調書(別紙7)と共に、入札情報システム(PPI)で公表を行う。